

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
施行規則の一部を改正する省令について

令和 3 年 9 月
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

1. 題名

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第 161 号)

2. 趣旨

新医薬品の承認に伴い、当該医薬品を新たに毒薬若しくは劇薬又は医療関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する等の必要がある医薬品として指定するものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募手続を行わなかった理由

新医薬品の毒薬若しくは劇薬又は医療関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する等の必要がある医薬品の指定については、

○医薬品の承認前は、当該医薬品について安全性等が確認されておらず、指定について意見公募手続を行うことが不可能である

○医薬品の承認後に指定について意見公募を行い、その間指定による適切な規制を行わないことは、必要な規制を設定していない期間が存在することとなるという理由から、医薬品の承認と同時に指定を行う必要があります。

そのため、これらの指定については、行政手続法(平成5年法律第 88 号)第 39 条第4項第1号に掲げる「公益上、緊急に命令等を定める必要がある」場合に該当することから、意見公募を行わないこととしました。